

引落口座が Web から登録できます！

STEP 01 専用サイトにアクセス

「JID口座登録」でネット検索、またはQRコードよりアクセスください。



STEP 02 ログイン

専用サイトにアクセスいただきましたら、「保証番号」および「生年月日」をご入力の上、ログインをお願いいたします。

【※PC サイトイメージ】



【入力例】

保証番号 …… AZ00000

生年月日 …… 1990/01/01

STEP 03 ご契約情報の確認

ログインいただきましたら、ご契約情報をご確認いただき、「引落口座登録」ボタンを押してください。

※メールアドレスをご登録いただくと口座登録が完了した際に通知が届きます。

引落口座登録通知	<input checked="" type="radio"/> 通知する <input type="radio"/> 通知しない
メールアドレス	<input type="text" value="xxxxxx1234@jid-net.co.jp"/>
メールアドレス (確認用)	<input type="text" value="xxxxxx1234@jid-net.co.jp"/>

STEP 04 引落口座情報の登録

ご利用の金融機関を選択し、引落口座情報等をご登録ください。

※登録後、「取納企業に通知」等のボタンが表示された場合は、必ず押してください。

「取納企業に通知」等のボタンを押さずに画面を閉じってしまうと、JID に口座情報が届かず、引落が正常に開始されない場合がございます。

※ご利用の金融機関によっては、「通帳の最終残高」や「インターネットバンキングのログイン情報」等の入力が必要となる場合がございますので、予めご了承くださいませようお願いします。

※法人契約または法人口座の場合、本サービスはご利用できません。また、一部対象外の保証商品もございますので、予めご了承ください。

※インターネットより、引落口座情報のご登録ができなかった場合は、ご契約時に不動産会社様にて、「口座振替依頼書」をご記入ください。



サステナブルな未来を目指して
社会と価値を共創する

私たち日本貸付保証株式会社(JID)は、「公平で公正な社会づくりへの貢献」を理念にかかげて平成7年(1995年)に創業し、「貸付保証システム」を立ち上げたパイオニア企業です。

人々が安心して生活できる社会環境を提供する企業として、保証を超えてさまざまな取り組みを行っています。

JIDの取り組みについてはこちら▶



[代理店様]

ji> 日本貸付保証株式会社

〒292-0819 千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地4
0120-752-265 (お客さま専用ダイヤル)
受付時間 9時~18時(弊社特定日を除く)



JID Guide

- ご利用のしおり -



あなたと社会の明日に、保証を超えて寄り添っていきます。



Living Together

賃貸保証システムは、お部屋を借りたい人の「信用」をJIDが保証し、お部屋を貸す人とつなぐシステムです。

お申込～ご契約までの流れ

1 お申込 不動産会社にて下記お手続きをお願いいたします。

- 賃貸保証委託申込
- 本人確認書類のご提出
- 支払い根拠を示す書類のご提出(お申込み内容によりご提出いただく場合がございます。)

お申込に際しての「個人情報の取得・利用・提供等に関する条項」につきましては、右記QRコードより、必ずご確認ください。



2 審査

- お申込者様へSMSまたはお電話にてご連絡をいたします。
※お申込内容のご確認をさせていただきます。
※お申込の内容により、勤務先へ在籍確認をさせていただく場合がございます。
※JIDからのご連絡時に各種証明書のご提出をお願いする場合がございます。

- 緊急連絡先様へのご連絡について
※緊急連絡先様または連帯保証人様にご承諾確認のため、SMSまたはお電話にてご連絡をさせていただく場合がございますので、予めご説明をお願いいたします。

3 ご契約

電子契約または書面にて賃貸保証委託契約をご締結いただき、不動産会社様に初回保証料をお支払いください。(引落口座のご登録手続きが必要な場合がございます。)賃貸保証委託契約と初回保証料のご入金を確認でき次第、保証サービスの開始となります。

お客様の初回保証料は賃料等の % です。

インフォメーション

お申込・審査に関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

0120-182-561

受付時間：9時～20時(弊社特定日を除く)



<本人確認書類>

下記いずれか1点をご用意ください。

- 運転免許証
- 社会保険証
- 国民健康保険証



その他

- 印鑑証明書
- パスポート
- 住基カード

外国籍の方



その他

- 特別永住者証明書



<支払いの根拠を示す書類>

賃料が適正にお支払い可能か客観的に証明できる書類をご用意ください。

給与所得者 ●源泉徴収票 ●給与明細 ●預貯金通帳*1
(会社員・公務員・アルバイト)

就職内定者 ●預貯金通帳*1 ●内定通知書

自営業者 ●所得税の確定申告書*2 or 課税証明書*3
(役員職を含む)

求職者・退職者 ●預貯金通帳*1(資金が確認できるページ)

無職 年金受給者 ●年金支払通知書(受給額記載のもの)

生活保護者 ●保護決定通知書(住宅扶助・生活扶助額記載のもの)

留学生・外国籍他 ●預貯金通帳*1(仕送額が確認できるページ)

新規事業開発者 ●預貯金通帳*1(開発資金額が確認できるページ) ●事業計画書

既存法人 ●貸借対照表 ●損益計算書 ●法人税確定申告書

※月額賃料等が20万円以上のお申込の場合は、上記決算書類を必ずご提出ください。

新規法人 ●法人代表者名義の事業資金が確認できる書類 or 預貯金通帳*1

*1:表紙&最新記録3ページ分 *2:税務署印がある直近1期分 *3:源泉徴収票は不可

個人の場合

法人の場合

- 商業登記簿謄本 (3ヶ月以内に取得したもの)
- 公証人役場印のある定款 (登記申請中の場合はご提出ください)

※契約者または入居者の方が外国籍の場合は、在留資格確認のため、在留カードまたは特別永住者証明書をご提出ください。